

# 介護報酬の解釈 **1** 単位数表編(平成 24 年 4 月版) 追補

平成 25 年 6 月 4 日 社会保険研究所

以下の告示・通知により、標記書籍の一部を次のように訂正いたします。

○平成 25 年 3 月 22 日	厚生労働省告示第 62 号 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示
●平成 25 年 3 月 29 日	老高発 0329 第 2 号・老振発 0329 第 1 号・老老発 0329 第 1 号 介護職員初任者研修課程の実施等に伴う告示及び通知の改正について

頁	該当箇所	訂正前	訂正後
154	右段・改正履歴に追加	／24. 3. 13 厚生労働省告示 87	／24. 3. 13 厚生労働省告示 87／ <u>25. 3. 22 厚生労働省告示 62</u>
155	上から 3 行目・改正履歴に追加	／平 24 老介発 0427 第 1 老高発 0427 第 1 老振発 0427 第 1 老老発 0427 第 1) 「第 2 の 1 通則」]	／平 24 老介発 0427 第 1 老高発 0427 第 1 老振発 0427 第 1 老老発 0427 第 1 <u>／平 25 老高発 0329 第 2 老振発 0329 第 1 老老発 0329 第 1)</u> 「第 2 の 1 通則」]
157	上から 18 行目・改正履歴に追加	／平 24 老介発 0427 第 1 老高発 0427 第 1 老振発 0427 第 1 老老発 0427 第 1) 「第 2 の 1 通則」]	／平 24 老介発 0427 第 1 老高発 0427 第 1 老振発 0427 第 1 老老発 0427 第 1 <u>／平 25 老高発 0329 第 2 老振発 0329 第 1 老老発 0329 第 1)</u> 「第 2 の 1 通則」]
176	左段・上から 4 行目	注 6 ㊦別に厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（指定居宅サービス基準第 5 条第 2 項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）を配置している指定訪問介護事業所（平成 25 年 3 月 31 日までの間は、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所を除く。）において、指定訪問介護を行った場合は、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定する。	注 6 ㊦別に厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（指定居宅サービス基準第 5 条第 2 項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）を配置している指定訪問介護事業所において、指定訪問介護を行った場合は、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定する。
	右段・上から 2 行目	<u>介護保険法施行規則第 22 条の 23 第 1 項に規定する 2 級課程を修了した者</u> [平成 25 年 4 月以降は「介護保険法施行規則第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者（旧介護職員基礎研修課程及び旧 1 級課程の修了者を除く。）」]	介護保険法施行規則第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者（旧介護職員基礎研修課程及び旧 1 級課程の修了者を除く。）
	右段・上から 10 行目	※以下の文章を削除する。 ㊦【厚生労働大臣が定める基準】 →基準告示・二 平成 24 年 3 月 31 日時点で、介護保険法施行規則第 22 条の 23 第 1 項に規定する 2 級課程を修了した者をサービス提供責任者として配置しており、かつ、平成 24 年 4 月 1 日以降も当該 2 級課程修了者をサービス提供責任者として配置する指定訪問介護事業所であって、当該 2 級課程修了者が平成 25 年 3 月 31 日までに介護福祉士の資格を取得すること、社会福祉士法及び介護福祉士法に規定する「実務者研修修了者」となること又は施行規則第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員基礎研修課程若しくは 1 級課程を修了することが確実に見込まれる	

		ものであること。	
177	1行目	<p>[注6] ㊦ <u>2級課程修了者</u>であるサービス提供責任者を配置する指定訪問介護事業所の減算について〔老企第36号 第2の2(10)〕</p> <p>① 「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）において、「サービス提供責任者の任用要件として、「3年以上介護等の業務に従事した者であって、<u>2級課程</u>を修了したもの」を定めているところであるが、この要件については暫定的なものである」とされており、サービス提供責任者の質の向上を図る観点から、将来に向け当該暫定措置を解消することとしている。このため、<u>2級課程修了者</u>であるサービス提供責任者を配置する事業所に係る訪問介護費を減算することとしたところであり、当該者を配置する指定訪問介護事業所は、早期にこれらの者に介護福祉士の資格取得等をさせるよう努めること。</p> <p>② 本減算は、1月間（暦月）で1日以上、<u>2級課程修了者</u>であるサービス提供責任者を配置している事業所について、当該月の翌月に提供された全ての指定訪問介護に適用となること。ただし、当該サービス提供責任者が月の途中で介護福祉士（介護福祉士試験の合格者を含む。）又は実務者研修若しくは<u>介護職員基礎研修課程若しくは1級課程</u>を修了（全カリキュラムを修了している場合、必ずしも修了証明書の交付を求めない。）した者（以下この②において介護福祉士等という。）となった場合については、翌月から減算は適用されないこと。また、配置時点で介護福祉士等である者についても、本減算の適用対象者とはならないこと。</p>	<p>[注6] ㊦ <u>介護職員初任者研修課程修了者</u>であるサービス提供責任者を配置する指定訪問介護事業所の減算について〔老企第36号 第2の2(10)〕</p> <p>① 「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）において、「サービス提供責任者の任用要件として、「3年以上介護等の業務に従事した者であって、<u>介護職員初任者研修課程</u>を修了したもの」(<u>介護職員基礎研修過程又は一級課程</u>を修了した者を除く。)を定めているところであるが、この要件については暫定的なものである」とされており、サービス提供責任者の質の向上を図る観点から、将来に向け当該暫定措置を解消することとしている。このため、<u>介護職員初任者研修課程修了者（介護職員基礎研修課程修了者、一級課程修了者又は看護師等の資格を有する者を除く。以下同じ。）</u>であるサービス提供責任者を配置する事業所に係る訪問介護費を減算することとしたところであり、当該者を配置する指定訪問介護事業所は、早期にこれらの者に介護福祉士の資格取得等をさせるよう努めること。</p> <p>② 本減算は、1月間（暦月）で1日以上、<u>介護職員初任者研修課程修了者</u>であるサービス提供責任者を配置している事業所について、当該月の翌月に提供された全ての指定訪問介護に適用となること。ただし、当該サービス提供責任者が月の途中で介護福祉士（介護福祉士試験の合格者を含む。）又は実務者研修を修了（全カリキュラムを修了している場合、必ずしも修了証明書の交付を求めない。）した者（以下この②において介護福祉士等という。）となった場合については、翌月から減算は適用されないこと。また、配置時点で介護福祉士等である者についても、本減算の適用対象者とはならないこと。</p>
	下から 19 行	※③～⑤は削除	

	目		
182	右段・上から 1行目	(5) 当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、 <u>実務者研修者修了者並びに介護職員基礎研修課程修了者〔平成25年4月以降は「旧介護職員基礎研修課程修了者」及び1級課程修了者〔同「旧1級課程修了者」〕の占める割合が100分の50以上であること。</u>	(5) 当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、 <u>実務者研修者修了者並びに旧介護職員基礎研修課程修了者</u> 及び旧1級課程修了者の占める割合が100分の50以上であること。
183	上から8行 目後	※以下の文章を挿入する <u>また、看護師等の資格を有する者については、一級課程の全科目を免除することが可能とされていたことから、一級課程修了者に含めて差し支えない。</u>	
	上から17行 目	※以下の文章を挿入する <u>また、看護師等の資格を有する者については、一級課程の全科目を免除することが可能とされていたことから、一級課程修了者に含めて差し支えない。</u>	
409	下から16行 目	・介護福祉士、 <u>介護職員基礎研修課程修了者、1級課程修了者又は2級課程修了者</u> によるサービス提供に限り、算定すること。	・介護福祉士又は <u>介護職員初任者研修課程修了者</u> によるサービス提供に限り、算定すること。
944	右段・改正履 歴に追加	／24. 3. 13 厚生労働省告示 91	／24. 3. 13 厚生労働省告示 91／ <u>25. 3. 22 厚生労働省告示 62</u>
945	上から2行 目・改正履歴 に追加	／平24老介発0427第1老高発0427第1老振発0427第1老老発0427第1)第2の1通則]	／平24老介発0427第1老高発0427第1老振発0427第1老老発0427第1／ <u>平25老後発0329第2老振発0329第1老老発0329第1)第2の1通則]</u>
952	左段・上から 4行目	注2㊟別に厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（指定介護予防サービス基準第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。）を配置している指定介護予防訪問介護事業所（ <u>平成25年3月31日までの間にあっては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）に届け出た指定介護予防訪問介護事業所を除く。</u> ）において、指定介護予防訪問介護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。	注2㊟別に厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（指定介護予防サービス基準第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。）を配置している指定介護予防訪問介護事業所において、指定介護予防訪問介護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。
	右段・上から 4行目	※以下の文章を削除する。 ㊟【厚生労働大臣が定める基準】 →基準告示・七十四（訪問介護と同様）	

953	1 行目	<p>[注2] ㊦ <u>2級課程修了者</u>であるサービス提供責任者を配置する指定介護予防訪問介護事業所の減算について〔老計発第 0317001号・老振発第 0317001号・老老発第 0317001号 別紙1 第2の2(3)〕</p> <p>① 「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）において、「サービス提供責任者の任用要件として、「3年以上介護等の業務に従事した者であって、<u>2級課程</u>を修了したもの」を定めているところであるが、この要件については暫定的なものである」とされており、サービス提供責任者の質の向上を図る観点から、将来に向け当該暫定措置を解消することとしている。このため、<u>2級課程修了者</u>であるサービス提供責任者を配置する事業所に係る介護予防訪問介護費を減算することとしたところであり、当該者を配置する介護予防訪問介護事業所は、早期にこれらの者に介護福祉士の資格取得等をさせるよう努めること。</p> <p>② 本減算は、1月間（暦月）で1日以上、<u>2級課程修了者</u>であるサービス提供責任者を配置している事業所について、当該月の翌月に提供された全ての指定介護予防訪問介護に適用となること。ただし、当該サービス提供責任者が月の途中で介護福祉士（介護福祉士試験の合格者を含む。）又は実務者研修若しくは<u>介護職員基礎研修課程若しくは1級課程</u>を修了（全カリキュラムを修了している場合、必ずしも修了証明書の交付を求めない。）した者（以下この②において介護福祉士等という。）となった場合については、翌月から減算は適用されないこと。また、配置時点で介護福祉士等である者についても、本減算の適用対象者とはならないこと。</p>	<p>[注2] ㊦ <u>介護職員初任者研修課程修了者</u>であるサービス提供責任者を配置する指定介護予防訪問介護事業所の減算について〔老計発第 0317001号・老振発第 0317001号・老老発第 0317001号 別紙1 第2の2(3)〕</p> <p>① 「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）において、「サービス提供責任者の任用要件として、「3年以上介護等の業務に従事した者であって、<u>介護職員初任者研修課程又は一級課程</u>を修了したもの（<u>介護職員基礎研修課程又は一級課程を修了した者を除く。</u>）を定めているところであるが、この要件については暫定的なものである」とされており、サービス提供責任者の質の向上を図る観点から、将来に向け当該暫定措置を解消することとしている。このため、<u>介護職員初任者研修課程修了者（介護職員基礎研修課程修了者、一級課程修了者又は看護師等の資格を有する者を除く。）</u>であるサービス提供責任者を配置する事業所に係る介護予防訪問介護費を減算することとしたところであり、当該者を配置する介護予防訪問介護事業所は、早期にこれらの者に介護福祉士の資格取得等をさせるよう努めること。</p> <p>② 本減算は、1月間（暦月）で1日以上、<u>介護職員初任者研修課程修了者（介護職員基礎研修課程修了者、一級課程修了者又は看護師等の資格を有する者を除く。）</u>であるサービス提供責任者を配置している事業所について、当該月の翌月に提供された全ての指定介護予防訪問介護に適用となること。ただし、当該サービス提供責任者が月の途中で介護福祉士（介護福祉士試験の合格者を含む。）又は実務者研修を修了（全カリキュラムを修了している場合、必ずしも修了証明書の交付を求めない。）した者（以下この②において介護福祉士等という。）となった場合については、翌月から減算は適用されないこと。また、配置時点で介護福祉士等である者についても、本減算の適用</p>
-----	------	--	---

			対象者とはならないこと。
	下から 19 行 目	※③～⑤は削除	
954	左段・上から 9行目	高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅であって同項に規定する都道府県知事の登録を受けたもの若しくは	高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅であって同項に規定する都道府県知事（ <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）</u> にあつては、 <u>指定都市又は中核市の市長。以下同じ。</u> ）の登録を受けたもの若しくは